

一般廃棄物処分業許可証

住所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏名 有限会社須田工業
代表取締役 須田 哲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

複製厳禁

前橋市長 山本 龍

公開を目的とした
許可証（写）です。

許可の年月日 令和4年9月17日
許可の有効期限 令和6年9月16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却）、中間処理（破碎）、中間処理（選別、破碎）

(2) 一般廃棄物の種類

中間処理（焼却）

ごみ（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ）の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。

中間処理（破碎）

ごみ（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。

中間処理（選別、破碎）

ごみ（廃プラスチック類、木くず、混合廃棄物）の処分に限る。ただし、特別管理一般廃棄物を除く。

中間処理（焼却）するごみのうち、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さにあつては他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限り、中間処理（選別、破碎）施設から排出された廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずにあつては産業廃棄物と同様の性状を有するものに限る。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理施設（焼却）

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番1、411番4の一部

イ 中間処理施設の設置年月日

平成25年10月2日 廃棄物処理法第15条の2の5の届出

ウ 中間処理施設の最大処理能力

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [5.3t/16h]

紙くず [9.6t/16h]

木くず [9.6t/16h]

繊維くず [9.6t/16h]

動植物性残さ [9.6t/16h]

エ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番1、411番4の一部

オ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管能力

保管面積46.9m² 保管容量86.0m³

(2) 中間処理施設 (破碎)

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番1、411番4の一部

イ 中間処理施設の設置年月日

平成22年5月28日 廃棄物処理法第15条の2の5の届出

平成22年9月8日 使用前検査

ウ 中間処理施設の最大処理能力 (許可施設については許可年月日及び許可番号)

一般廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [64t/8h]

がれき類 [64t/8h]

許可年月日及び許可番号

平成22年7月8日 [前橋市第048-0号]

エ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番1、411番4の一部

オ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管能力

保管面積76.9m² 保管容量115.5m³

(3) 中間処理施設 (選別、破碎)

ア 中間処理施設の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番3、412番

イ 中間処理施設の設置年月日

平成22年5月28日 廃棄物処理法第15条の2の5の届出

平成22年9月8日 使用前検査

ウ 中間処理施設の最大処理能力 (許可施設については許可年月日及び許可番号)

(7) 選別施設

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

木くず

混合廃棄物 [120m³/8h]

(4) 破碎施設

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [41.8t/8h]

紙くず [27.8t/8h]

木くず [120.3t/8h]

繊維くず [19.1t/8h]

ゴムくず [32.0t/8h]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [6.6t/8h]

許可年月日及び許可番号

平成22年7月8日 [前橋市第048-0号]

エ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番3、412番

オ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管能力

(ア) 選別施設

保管面積 197.2m² 保管容量 182.8m³

(イ) 破碎施設

保管面積 395.0m² 保管容量 354.5m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成22年9月17日 新規許可

平成24年9月17日 更新許可

平成25年11月25日 変更許可

平成26年9月17日 更新許可

平成28年9月17日 更新許可

平成30年9月17日 更新許可

令和2年9月17日 更新許可

令和4年9月17日 更新許可

複製厳禁

